

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

亀岡市長 桂川 孝裕

市町村名 (市町村コード)	亀岡市 (26206)
地域名 (地域内農業集落名)	東本梅町 (赤熊、東大谷、赤熊、東大谷、大内、松熊、中野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<農業従事者>

1. 農業者の高齢化や農業後継者の減少により担い手不足が進んでおり、受け皿となる中核的農業者の確保・維持や一定の新規就農者の受け入れが課題である。
2. 町内は大規模の農業経営者は少なく、小規模の地元個人農家や新規就農者が営農の中心であり、今後も中核的農家を中心に多様な担い手の確保が課題である。

<農地・インフラ>

3. 主に山間部等には耕作条件が悪いため、耕作放棄地が増加しつつあり、今後守るべき農議とそれ以外の線引きが課題である。
4. 農業施設の経年劣化が進んでおり、農道・用排水路設備の維持管理等が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<作物の生産>

1. 水稻を主要作物として、野菜等の高収益作物の生産を進める。

<営農管理体制>

2. 認定農業者等の地域における中核的農業者への農地集積と効率的な農地集約に取り組むと共に、新規就農者にも適切な農地斡旋等受け入れ体制を整える。

<地域との関係>

3. 地域農業は、農地の有する多面的機能を勘案すると共に、集落の存続に繋がるものであり、地域問題として全住民での話し合いを進める。

<その他>

4. 町内は山間部と接する農地が多く、特に獣害対策を地域ぐるみで進める必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	100.70 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	93.44 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員・農地利用最適化推進委員・多面的機能支払制度運営組織・関係機関と相談、調整しながら、目標地図に位置づける者への集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の所有者や担い手の意向を踏まえ、農地中間管理事業を活用して、農地の集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
東本梅町では、昭和60年頃に圃場整備が実施された。現在は、経年劣化等による修繕や改修については、多面的機能支払制度を活用して維持管理しているが、更に大規模化農業への移行を考える必要があると考える。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
可能な限り、目標地図に位置付けられている担い手による耕作を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①耕作者を含む地域住民による鳥獣被害対策の活動を実施。